

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年7月25日（平成28年（行情）諮問第477号）

答申日：平成29年2月22日（平成28年度（行情）答申第742号）

事件名：損害賠償請求事件の裁判書類一式（判決がされたもので直近のもの）
の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「裁判書類一式判決がされたもの直近から1件（損害賠償請求事件）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月15日付け27受文科初第3503号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

法5条1号、2号及び6号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、裁判書類一式判決がされたもの直近から1件（損害賠償請求事件）である。

本件対象文書について、法9条1項の規定にも基づきその一部を開示とする決定を行ったところ、審査請求人から、当該決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書は裁判書類一式であり、不開示とされた部分に記載されている、事件番号、原告の氏名、性別、疾病名及び疾病名が類推される記述、関係者の氏名及びメールアドレス、日本人学校名及び所在地等は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものについては、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあり法5条1号に該当する。

医療機関の名称所在地及び印，航空会社の自筆サイン，弁護士の印等は法人に関する情報であって，公にすることにより，当該法人の権利を侵害するおそれがあるものについては，法5条2号に該当する。

特定裁判所及び特定法務局のTEL，FAXは裁判関係者のみ知りえる情報であり，また，文部科学省特定課のTELは在外教育関係者のみ知りえる情報であることであり，双方とも公にすることにより国の事業又は事業であってその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報については，法5条6号に該当するものであり，一部開示決定としたことは妥当なものと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成28年7月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月29日 審議
- ④ 平成29年1月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年2月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

処分庁は，本件対象文書の一部を法5条1号，2号及び6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は，本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして，原処分の取消しを求めているが，諮問庁は，原処分は妥当であるとしていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書について

ア 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，本件対象文書の性格等について確認させたところ，諮問庁は以下のとおり説明する。

(ア) 本件対象文書は，裁判上の行為を行う職員として文部科学省職員が指定されている国を被告とした特定事件に係る裁判書類一式（訴状，答弁書催告状，答弁書及び判決等）である。

(イ) 原処分においては，別表の1欄に掲げる不開示部分①ないし不開示部分③について，それぞれを2欄に掲げる法5条1号，2号又は6号に該当すると考え，不開示とした。

イ 当審査会において，本件対象文書を見分したところ，諮問庁が上記アにおいて説明するとおり，特定事件に係る裁判書類一式に係る文書であると認められ，不開示部分①ないし不開示部分③が不開示とされていることが認められる。

(2) 不開示情報該当性について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分①ないし不開示部分③を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 不開示部分①について

当該部分に記載されている情報は、文部科学省が公にした事実や公にする予定がない特定事件の原告である特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号本文前段の不開示情報に該当する。

以上のことから、不開示部分①を法5条1号の不開示情報に該当するとして、不開示としたことは妥当であると考える。

(イ) 不開示部分②について

当該部分に記載されている医療機関の名称所在地は、これを公にすることにより、問合せ、いたずら及び偽計に使用され医療機関の業務に支障を来すおそれがあり、また、医療機関、航空会社及び弁護士の印影及び自筆サインは、作成したそれぞれの文書が原本であること又は真正であることを証するために押捺等されているものであり、これらを公にすることにより、偽造又は悪用されることとなれば、法人等（医療機関、航空会社及び弁護士）に損害を与えるおそれがある。よって、当該部分を公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

以上のことから、不開示部分②を法5条2号イの不開示情報に該当するとして、不開示としたことは妥当であると考える。

(ウ) 不開示部分③について

当該部分に記載されている特定裁判所、特定法務局の電話番号及びFAX番号は、裁判関係者のみに伝えられている公にされていない情報であり、文部科学省特定課の電話番号についても公にしていない特定課の直通電話番号である。よって、当該部分を公にすると、いたずら及び偽計に使用され業務に支障を来すおそれがあり、特定裁判所、特定法務局及び文部科学省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、不開示部分③を法5条6号の不開示情報に該当するとして、不開示としたことは妥当であると考える。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえて検討を行う。

(ア) 不開示部分①について

当該部分に記載されている情報は、いずれも特定事件の原告に関する情報であるから、一体として原告に係る法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当すると認め

られる。

諮問庁において、当該部分に記載されている情報を公にしている慣行はなく、また、外に公表慣行があると認めるべき事情も見当たらないことから法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、原告の氏名を除くいずれかの情報を公にした場合、原告の友人や知人といった一定範囲の者には原告の特定や推測が可能となることは否定し難く、それらの者に詳しい特定事件の経緯や事情等が明らかとなつて、原告の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、不開示部分①は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 不開示部分②について

当該部分に記載されている医療機関の名称所在地は、これを公にすることにより、問合せ、いたずら及び偽計に使用され医療機関の業務に支障を来すおそれがあり、医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

また、印影及び自筆サインは、医療機関、航空会社及び弁護士の作成した文書が真正なものであることを証するためのものであって、それにふさわしい形状を有することが認められ、これを公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明も首肯できる。

したがって、不開示部分②は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 不開示部分③について

当該部分に記載されている電話番号及びFAX番号は公にされていない情報であると認められ、これを公にすると、いたずら及び偽計に使用され業務に支障を来すおそれがあり、特定裁判所、特定法務局及び文部科学省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、不開示部分③は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当

であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表（原処分において不開示とされた部分及び根拠条文）

1 原処分において不開示とされた部分	2 根拠条文
不開示部分① ・ 事件番号，原告の氏名，性別，疾病名及び疾病名が類推される記述，関係者の氏名及びメールアドレス，日本人学校名及び所在地等	法 5 条 1 号
不開示部分② ・ 医療機関の名称所在地及び印，航空会社の自筆サイン，弁護士等の印等	法 5 条 2 号
不開示部分③ ・ 特定裁判所及び特定法務局の T E L ， F A X 並びに文部科学省特定課の T E L	法 5 条 6 号